

第5回 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 議事概要について

1. 検討会の概要

日時：平成26年3月14日（金）10：00～12：00

場所：合同庁舎5号館3階 内閣府防災A会議室

出席者：室崎座長 飯沼、市原、新保、杉原、田近 各委員

西村副大臣、日原統括官、佐々木審議官、青柳参事官、尾崎参事官、
田平企画官、北村補佐、石切山補佐、杉山補佐

2. 議事概要

【検討課題1】関係

事務局より、「今後の進め方（案）」について説明を行い、その結果を踏まえて意見交換を行った。

<主な意見等>

- 総論と各論とを相互に交錯させながら議論するというスタイルと認識している。委員ヒアリングは総論部分で、被災者台帳、民間保険については各論を検討することになるだろう。
- 12月に「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言」が出たが、その中でもあるように課題について早期の対策がなされるよう御議論頂きたい。また、民間保険に関する討議の際には、兵庫県が実施している住宅再建共済制度の紹介も合わせて行いたい。
- 事務局より提案のあった内容で今後進めたい。

【検討課題2】関係

事務局より、「防災に関する世論調査」結果について説明を行い、その結果を踏まえて意見交換を行った。

<主な意見等>

- 情報はどこからどのように入手するかが非常に重要である。情報の量が多くなるほど、必要な情報を探せないという問題があったが、東日本大震災以降多く見られるようになった SNS を用いた情報発信では、膨大な情報からピンポイントで必要な情報を探し出すことができる。米国防災対策において、ハイチ地震の際情報が入ってこなかったため、SNS での情報から情報収集を行ったという事例もある。今後ますますその役割は高まると思われる。

- つくば市は、竜巻被害のみならず、東日本大震災でも震度 6 弱の被害を受け、情報の収集・発信には非常に苦慮した。職員の提案でツイッターによる発信をしたところ、市民には大変効果があった。発災直後は情報インフラがほぼ機能停止するため、ツイッターのようなツールは非常に重要である。ツイッターの特徴として、1 回の情報量が少ないことが、かえって簡潔な情報発信ができたと思われたが、他の被災地事例ではどうだろうか。

- 不必要な情報を混在させると、情報端末の電源低下などの物理的な制限が発生しやすくなるため、不必要な情報をいかに混在させないかが非常に重要である。

- 被災者支援という観点からの情報提供のあり方は非常に重要な議論となる。また、世論調査について、回答者の被災経験有無と設問間クロス等を実施してみると新たな視点がみえてくるのではないか。

【検討課題 3】 関係

事務局より、「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」について説明を行い、その中でも特に、外部の避難所に避難する人の数をできるだけ減らすという観点から必要な方策が大きな課題である旨を提起し、その点を踏まえて意見交換を行った。

<主な意見等>

- 被災者サービスについて、行政だけで実施することは限界がある。民間の力を事前に予定して取り入れていくことが重要である。津波避難ビルの事前協定や、情報拠点としてのコンビニなど、体系的に積み上げていく視点が欠かせない。

○被災者支援はこれまで住宅再建にウエイトを置いてきたが、首都直下地震の場合は避難時の支援が重要となる。住宅再建のみならずそれ以外の多様な分野で民間活力の活用は必要になるため、是非この機会に対策を検討したいと思っている。関東大震災時に多くの人が東京を離れたため、フレキシブルに大規模復興を進めることができたが、阪神・淡路大震災時には人が流出することはなかった。一方、福島では被災者が外へ出たものの、従来のコミュニティ分裂が課題となった。災害の状況に応じてケースバイケースで対応していくことが必要である。

【検討課題4】関係

事務局より、災害に係る住家の被害認定について説明を行い、その結果を踏まえて意見交換を行った。

<主な意見等>

- 他県からの応援を受け入れたこともあり、応援を出したこともあるが、県職員はコーディネイト役として機能させる場合が多い。業務標準化、現場での手順の標準化、入力の際のIT化等市町村の自治事務についてどこまで音頭を取るか課題はあるが、広範囲な体制構築が必要。
- 阪神・淡路大震災時は経験のある職員がおらずに非常に苦労したため、県の制度として家屋被害認定士制度を創設し、1,000名程度の登録がある。こうした制度があれば、職員派遣もシステムティックに実施できるようになるのではないだろうか。
- 最大の問題は自治体の自治事務であることをどう捉えるかということになるだろう。実態としては一自治体ではとても人手が足りないが、建前上は自治体独自で実施することになっており、職員負荷が非常に高まり、発災直後の復旧・復興遅延の要因となっており、そのなかで都道府県がリードするという方向になっているのであろう。
- 住家の被害認定については、市の職員だけで実施するべきものなのか。標準化できれば全国の大学の建築系の学生を活用することも不可能ではないと思っている。かつて函館大火の際に、北海道大学の学生を道庁の臨時職員として復興計画に活用した例もある。首都直下を想定した際に、現体制でやりきれぬのかという点については非常に不安であり、民間を活用し、マンパワーの強化について本腰をいれて実施した方が良い。

- 迅速性と正確性は矛盾する。個人的には、最初の調査は、例えば航空写真の活用等で民間を中心にぎっくりと実施し、クレームが出てきたところは行政の責任でしっかり実施していくということで、当初調査の迅速化を図った方が良いと思う。
- 現場では実態として、ザクツとした調査は簡単にはいかない。クレーム対応は非常に気を遣う。市町村がクレーム対応をすればいいというが、クレームを受ける市町村としては、職員の精神的負担が大きい。資産が絡むことであるので、クレームの質も通常とは異なる。
- また、地震のように広範囲に及ぶ災害と、竜巻のように局地的な災害とで支援体制が異なる点についても考慮すべきである。
- 主張したかったことは、クレームありきの制度になっているということである。損保協会の判定等も相まって、被害認定の基準が複雑化しており、これを一本化していくことの必要性も感じている。これについてもある程度方向性が出せると良いと思う。各委員からご指摘頂いた点を反映しながら、首都直下地震の想定倒壊・全焼棟数 61 万棟にどう対処していくのかについて検討したい。

【検討課題 5】 関係

新保委員より、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」について説明を頂き、その結果を踏まえて意見交換を行った。

- 生存確認自体は人権侵害ではないように見えるが、一方で監視カメラのようにそれ自体を望まない人も多いと思う。個人の承諾を得るという前提であれば、個人情報と全く同じになると思うがどうか。
- 本人が実質的に拒否できないという状況を廃していくことが必要だろう。親子関係で言えば、親が子どもの情報を見たいといった場合、通常親はその情報を取ることができるが、東京都の条例では親子で利益相反がある場合には、子どもの利益が守られることとなっている。当然、ご指摘の通り、本人が自由意思に基づいて選択できることが前提になる。
- 社会福祉協議会と連携して地域で見守りネットワークを作っているが、地域コミュニティの整備とともに一緒に活用することが必要だろうと思う。

- これまで個人情報の取扱いについて萎縮効果が発生し、条例違反を恐れるあまりできないことが多かった。中野区で集中豪雨で床上浸水が発生した際、中野区の職員が被災者の NHK 受信料と都税減免措置に関して手続の簡便化のため、被災者情報を NHK と中野都税事務所に提示したことで、処分されたという事例がある。被災者支援のために区が情報を提供すべき事例であって、本来的には情報提供したことについて責任を問われるものではないと思っている。
- 北海道の豪雪被害で、遭難者の携帯の位置情報を活用できないまま、遭難者が死亡に至ったとの紹介事例との関係はどうなるのか。
- 現行法制度では位置情報は提供できないとなっているが、3 ページ「2.」に記載の対応を検討している。緊急時には電気通信事業者の位置情報用が許可されることになる。

以上